

## 陳情第6号

### 議員定数の削減を行わず、21名の体制を維持することを求める陳情書

#### (陳情要旨)

市議会では「議員報酬及び定数のあり方検討部会」の中で、議員定数の削減が検討されています。

現在の議員定数は21名となっていますが、全国市議会議長会による市議会議員定数に関する調査結果では、人口5万～10万人未満の自治体の平均議員定数は20.6人となっています。

近隣市では千歳市で人口97,519人（9月1日付）に対し定数23名。北広島市で人口57,565人（7月末付）に対し定数22名。江別市で人口119,388人（8月1日付）に対し定数26名。石狩市で人口57,996人（7月末付）に対し定数20名となっています。

全国の市町村や、近隣他市と比較しても決して議員定数が多いわけでもありません。また、議員定数を削減することは、市政に対し市民の多様な意見や要望を反映させていく事がより一層難しくなってしまうのではないかと考えます。

よって今後も市民の意見や要望などを十分に市政に反映させるためにも、議員定数を削減することなく、現行の21名の体制を維持することを求めます。

#### (陳情事項)

市民の意見や要望などを市政に十分に反映させるため、議員定数の削減を行わず現行の21名の体制を維持すること。

令和4年9月13日

恵庭市議会

議長 野沢 宏紀 様

陳情者 日本共産党恵庭市委員会

代表 小林 卓矢

恵庭市駒場町1丁目12-6

## 陳情第7号

### 加齢性難聴への補聴器購入のための助成を求める陳情

#### (陳情要旨)

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率（2018年）は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス41.0%、アメリカ30.2%（2015年）に比べ非常に低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円～20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかった事などが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共にすこやかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

道内では北広島市、北見市、赤井川村など複数の自治体が独自の助成制度を実施しています。

本市におかれましても、市内在住の高齢者が快適に暮らしやすくなるよう、本市独自の助成制度を創設するよう求めるものです。

#### (陳情事項)

市は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないよう補聴器購入の本市独自の助成制度を創設すること。

令和4年9月13日

恵庭市議会

議長 野沢 宏紀 様

陳情者 暮らしを守る恵庭市民の会  
代表 樋口 いよ子  
恵庭市相生町1丁目3-7  
ヴェルトピア恵庭602号

# 陳情第11号

## パワハラ問題における市議会の迅速かつ適切な対応と不当な飲食費の返還を求める陳情書

### (陳情要旨)

雑誌および新聞報道で恵庭市議会でパワハラ騒動という記事が掲載されました。その記事によれば、前議長の伊藤雅暢議員が本年6月24日に実施した日台友好議員連盟懇親会の参加者94人分の飲食費42万3,000円を市に支出するよう求めました。担当した職員が難色を示した為、伊藤議員は当該職員に対して複数回にわたって大声を上げるなどして恫喝したとされており、現議長である野沢宏紀議員も同席していたとされています。

結果として市は「台湾経済推進事業費」から42万3,000円を支出しており、それが原因で当該職員は体調を崩し、療養中とのことです。

伊藤議員は責任を取る形で会派を離脱したようですが、真相と市民への説明責任は果たされておりません。

日台友好議員連盟は市が設置した組織ではなく、予算には無かった市民の税金で飲食費を市に支出させたことは公正な財政運営に反します。

市職員は法的な根拠と議会の議決のもとで市民サービスの各種業務に従事しており、それに反する今回のようなケースが常態化していなかったのかどうかも含め徹底した調査と検証が必要と考えます。そうでなければ市職員は安心して公正な業務を遂行することができません。

さらに、今回の事態は市民にとっても大変深刻であり、二度とあってはならない事件と強く指摘しなければなりません。職員が安心して働く職場環境をつくることと併せ、今後同じようなことが起きないよう、市民に対して責任をもって真相を明らかにし、再発防止に努めることを求めます。

### (陳情事項)

1. 本事件の重大さに鑑み、早急に調査し真相を明らかにして再発防止に努めること
2. 当該議員は真相を自ら明らかにし、市民に対して説明責任を果たすこと
3. 懇親会の飲食費をすべて市に返還すること

令和4年11月25日

恵庭市議会

議長 野沢 宏紀 様

陳情者 日本共産党恵庭市委員会

委員長 小林 卓矢

住所 恵庭市駒場町1丁目12-6

## 陳情第1号

### 市議会議員のパワハラ問題の全容解明と市民への公開説明を求める陳情書

#### (陳情要旨)

6月に行われた日台友好議員連盟による交流事業に関連して明らかになった市議会議員による市職員へのパワハラ問題は、11月上旬に行われた「恵庭市議会 市民との意見交換会」でもその経緯は説明されず、現在、有識者からなる第三者委員会で調査を行うと報道されています。しかし、第三者委員会の設置については議会決議もなく、その位置づけや運営・調査方法など不明な点が数多く残されています。また、5月下旬のパワハラ行為から10月の報道で明らかになるまでの約4ヶ月半の間、市議会からこの件に関して一切の説明はなく、自浄努力どころか市民に対して隠ぺいの疑いもあります。

市職員は、法的な手続きと議会の議決に基づいて市民サービスの各種業務に従事しています。市職員が安心して業務に専念できる職場環境をつくるためにも、今回のようなパワハラ行為が常態化していなかつたかどうかも含め、徹底した調査と検証が必要です。

#### (陳情事項)

恵庭市議会基本条例（素案）前文で「見えやすい、わかりやすい、ふれやすい市議会」を目指すとの理念にしたがって、市議会が自ら真相を明らかにし再発防止に努めるなどの自浄努力と、調査結果の速やかな報告を求めます。

令和5年2月16日

恵庭市議会

議長 小橋 薫 様

陳情者 市政の刷新を求める市民の会  
代表 磯部 典哉  
住所 恵庭市白樺町3丁目15-15

## 陳情第2号

### 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書の提出を求める陳情書

#### (陳情要旨)

政府は国会で審議することもなく、昨年12月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる「安全保障3文書」(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有と5年間で43兆円という未曾有の「大軍拡」を進めようとしている。

「敵基地攻撃能力」の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地の攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないという立場や、「専守防衛」という原則すら完全に投げ捨てるものである。

また、「安全保障3文書」はGDP(国内総生産)比2%以上の「防衛費」を掲げており、財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用・削減などが進められようとしている。実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界3位の「軍事大国」ということになる。

各界各層から批判の声が上がっている。自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、「戦わないために何をするか」考えるべきと強調している。物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに大軍拡のための増税への怒りが急速に広がっている。『読売』世論調査(1月16日)は、「防衛費」43兆円に増額することに反対49%、賛成43%と昨年の調査から賛否が逆転した。とくに、財源を増税で賄うことに反対は63%である。『NHK』世論調査(1月10日)でも、軍事費増額の財源確保のため増税することに、「反対」が61%で「賛成」の28%を大きく上回っている。

よって、国においては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す「大軍拡大増税」の方針を転換し、憲法9条を生かした平和外交に徹することを強く求めるものである。

#### (陳情事項)

上記の内容についての意見書を国等に提出すること。

令和5年2月16日

恵庭市議会

議長 小橋 薫 様

陳情者 日本共産党恵庭市委員会

委員長 小林 順矢

住所 恵庭市駒場町1丁目12-6

## 陳情第3号

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書の提出を求める陳情書

### (陳情要旨)

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、「2類」よりも厳しい措置がとれる「新型インフルエンザ等感染症」の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと5月8日に移行する方針を決めました。「5類」に移行されることにともない、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナ第8波のもとで死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制がひっ迫するもとで、「5類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めていました。谷口清州・国立病院機構三重病院院長の「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められます。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をしたりすることができないように、公的支援を後退させないよう強く要望します。

### (陳情事項)

上記の内容についての意見書を国に提出してください。

令和5年2月16日

恵庭市議会

議長 小 橋 薫 様

陳情者 日本共産党恵庭市委員会

委員長 小 林 卓 矢

住所 恵庭市駒場町1丁目12-6